

同日落札数制限方式の実施について

令和4年3月18日
登米市契約検査室

市が発注する建設工事、建設関連業務、役務の提供等及び物品の製造・販売等において、事業者の受注機会の均衡を図るため、同日落札数制限方式を導入することとし、以下のとおり運用します。

1 同日落札数制限方式

同日に開札する同業種の入札案件について、同一事業者が複数の入札案件を請け負うことを制限することをいいます。

2 対象入札案件

原則として以下の条件をすべて満たすと認められた場合に実施できるものとし、登米市競争入札契約業者指名委員会に諮り、制限する落札件数等を決定します。

- (1) 登米市契約規則（平成17年規則第41号）第22条に規定する契約の種類及び金額を超える契約検査室契約案件であること
- (2) 発注対象となる工種（業種）が同一であること
- (3) 入札方式、入札参加資格要件が同一であること
- (4) 工期（履行期間）が同一または重複すること
- (5) 公告日（指名通知日）、開札日が同一であること
- (6) 適正な入札を執行するために、十分な事業者数を確保できること
- (7) 業務委託及び賃貸借に係る入札にあっては、契約期間が複数年の案件であること

3 具体的な運用方法

- (1) 上記2（1）～（7）の要件すべてを満たす入札案件が同日中に5件を超える場合に適用することを基本とします。
- (2) 1者当たりの同日の落札可能件数の上限は入札件数の概ね2分の1を目安とします。
- (3) 特に受注機会の均等化が求められる工種等については、同日中に行われる入札案件が（1）に規定する件数未満の場合にも適用することができるものとします。

4 落札者の決定

対象入札案件では、予定価格の大きいものから先に開札を行い、制限した件数を落札した場合は、当該落札した入札案件後に行う入札は無効とします。

（例）：同日に6件入札で、1者3件までの落札制限を設定した場合

	案件① 予定価格 1,000万円		案件② 予定価格 800万円		案件③ 予定価格 800万円		案件④ 予定価格 700万円		案件⑤ 予定価格 700万円		案件⑥ 予定価格 650万円	
A社	900万円	落札	750万円	落札	750万円	落札	650万円	無効	650万円	無効	610万円	無効
B社	940万円		760万円		760万円		660万円		650万円	落札	620万円	
C社	950万円		760万円		770万円		650万円	落札	660万円		630万円	
D社	950万円		780万円		780万円		670万円		670万円		610万円	落札
E社	960万円		770万円		780万円		660万円		670万円		630万円	

※郵便による入札の場合、入札回数は1回を限度とします。

5 同日落札数制限方式の通常入札への移行

実際の入札において、入札辞退や入札無効により、競争性が確保できないおそれがある場合は、同日落札数制限方式として入札公告または指名通知を行った入札案件でも、開札時に同日落札数制限方式を取りやめ、通常の入札として執行する場合があります。

6 適用

令和4年4月1日以降に入札公告または指名通知する案件から適用

登米市競争入札の同日落札数制限に係る基準

令和4年3月18日制定

(目的)

第1条 この基準は、市が競争入札により同時期に発注する建設工事、建設関連業務、役務の提供及び物品の製造・販売等において、同一事業者への受注集中を制限し、受注する能力及び意欲がある事業者に受注機会の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において「同日落札数制限方式」とは、同日に開札する同業種の入札において、同一事業者が複数の入札案件を請け負うことを制限することをいう。

(落札数制限基準)

第3条 対象とする入札は、同日に複数の入札を実施する場合であって、原則として当該入札が次の要件を全て満たすと認められるときは、複数の入札のうち同一事業者が請け負うことができる件数を制限することができるものとする。

- (1) 登米市契約規則（平成17年規則第41号）第22条に規定する契約の種類及び金額を超える契約検査室契約案件であること。
- (2) 発注対象となる工種（業種）が同一であること。
- (3) 入札方式、入札参加資格要件が同一であること。
- (4) 工期（履行期間）が同一または重複すること。
- (5) 公告日（指名通知日）、開札日が同一であること。
- (6) 適正な入札を執行するために、十分な事業者数を確保できること。
- (7) 業務委託及び賃貸借に係る入札にあっては、契約期間が複数年の案件であること。

2 同日落札数制限方式を設定する場合は、登米市競争入札契約業者指名委員会の審議に付し、決定するものとする。

(落札数制限の方法)

第4条 同一事業者が同日落札数制限方式の複数の入札に参加し、当該複数の入札のうち制限するとした件数を落札したときは、当該落札した入札以降に行う入札に参加する資格を有しないものとする。

2 前項の規定に違反した者の入札は無効とする。

3 同日落札数制限方式を設定するときは、入札公告または指名通知書においてあらかじめ周知するものとする。

(落札数制限の解除)

第5条 落札制限を設定した複数の入札のうち、入札辞退又は入札参加者が前条第1項に該当することとなったことにより、当該入札の競争性が確保できない場合は、当該入札に設定された落札数制限を開札前に解除できるものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 登米市競争入札の同日落札数制限に係る試行基準は廃止する。